

仕 様 書

1 対象業務及び建物概要

- (1) 対象業務
稲穂金山まちづくりセンター・稲穂会館庁舎機械警備業務
- (2) 建物概要
所在地：札幌市手稲区稲穂3条5丁目1番28号
規模・構造：木造/2階建て
竣工年月日：平成3年12月13日
- (3) 警備対象規模
499.86m²
- (4) 庁舎内の職員数
平日4人、日曜日・土曜日・国民の祝日1人
- (5) 1日当たりの平均来庁人数
おおよそ50人

2 履行期間

令和3年（2021年）9月30日8時45分から令和8年（2026年）9月30日8時45分まで

3 業務の内容

- (1) 庁舎の電話回線を使用した機械警備システムによる警備。
- (2) 火災、盗難等の事故発見及び初期処理並びに連絡。
- (3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者が協議のうえ決定した事項。

4 警備実施時間

庁舎使用時を除き、平日は17時15分から翌日8時45分までとする。ただし、土・日曜日、祝日法における休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、8時45分から翌日8時45分までとする。

5 機械等の設置

- (1) 受託者は、庁舎内に自動警報機器を設置し、警備時間中に当該警報機器により感知される異常の有無を警備本部において自動的に確認できる体制をとること。
- (2) 基地局との間の電話回線には、断線時にも対応できる機能を付加すること。
- (3) 全館を網羅するようセンサー等を設置するものとし、設置図面を委託者に提出するものとする。
- (4) 機器の設置・修繕または撤去等に係る工事により契約対象施設に損害を与えた場合は、受託者の責任により原状に復すること。
- (5) 機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

6 警備業務の対処

- (1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保する。
- (2) 警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させ、異常事態の確認を行い、必要な処置を行うとともに、必要に応じて委託者及び関係機関に報告すること。

7 警備員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。

8 服装及び名札

受託者は、警備員に警備業法に基づく所定の制服・制帽を着用させ、胸部に名札をつけさせること。また、常時、警備員に身分証明書を携帯させること。

9 業務報告書等

受託者は、毎月の機械警備の実施状況及び機械設備の保守点検結果について、それぞれ報告書にまとめ、委託者に提出すること。

10 設置機器の保守管理

- (1) 受託者は、前記6に定める機械設備に関し、常時、正常作動を確認するとともに、毎月1回の保守点検を行うこと。
- (2) 万一、警報の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じること。
- (3) 設置した警報機器等の工事配線について、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修すること。

11 機器のき損・紛失

前記10にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

12 契約終了時の機器の撤去等

契約の終了時または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器等の撤去にかかる費用は受託者の負担とする。

13 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い、本市の物件に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

14 鍵の保管

委託者が委託した鍵は、受託者の責任において保管すること。

15 その他

- (1) 本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 受託者は業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず本市に報告し、指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議するものとする。